

統合型リゾート（IR）整備推進法の成立に際し、ギャンブル依存症対策等を求める意見書

統合型リゾート（IR）の整備を促す、特定複合観光施設区域整備推進法が可決・成立した。本法の複合型リゾートとは、カジノを含むホテルや劇場、遊技場といった複合型観光施設のことであり、国内外から新たな観光客の誘致で、日本や自治体に大きな経済効果と雇用の創出が見込まれ、観光立国へ大きく進むものとされている。

しかし一方で、世論調査などでは慎重な意見や不安の声も大きい。一部地域であってもカジノを認めることは、ギャンブル依存症を助長し、犯罪や風俗悪化につながるのではないかとの懸念からである。

これらの懸念や不安に対して本法には、15項目におよぶ付帯決議が示された。今後、実施法案の議論の中で、国民に対しわかりやすく丁寧な説明を求めるものである。特に、これまで取り組んでこなかったギャンブル依存症対策については、効果的な対策を講じることを強く望み、下記の事項について強く求める。

記

- 1 懸念される、暴力団等反社会勢力排除のための費用、マネーロンダリングを防止するためのシステム構築・維持のための費用、防犯・犯罪防止のための費用等への財源の確保及び対策に取り組むこと。
- 2 世界でも、最も多いとされる日本人のギャンブル依存症の効果的対策のための財源確保に取り組むこと。
- 3 国民の不安を払拭するよう、今後も丁寧な説明と国民の理解が得られるよう努力すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月21日

東京都羽村市議会議長 石居尚郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国家公安委員長 　あて